

官報

号外 昭和三十六年五月十九日

○第三十八回 衆議院会議録 第四十三号

昭和三十六年五月十九日(金曜日)

○本日の会議に付した案件

昭和三十六年度特別会計予算補正

(特第一号)

昭和三十六年度政府関係機関予算

補正(機第一号)

昭和三十六年度急傾斜地帯農業振興臨時措

置法等の一部を改正する法律案

(農林水産委員長提出)

第一 慢傾斜地帯農業振興臨

時措置法等の一部を改正する法

律案(農林水産委員長提出)

日程第一 漁業権存続期間特例法

案(内閣提出)

日程第二 児童福祉法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

日程第三 地方議會議員互助年金法案(地方

行政委員長提出)

(内閣提出)

第二 児童福祉法の一部を改正す

る法律案(内閣提出)

午後一時二十六分開議

税の回避及び脱税の防止のため

の日本国政府とシンガポール自

治州政府との間の条約の実施に

伴う所得税法の特例等に関する

法律案(内閣提出)

所得に対する租税に関する二重課

税の回避及び脱税の防止のため

の日本国政府とシンガポール自

治州政府との間の条約の実施に

伴う所得税法の特例等に関する

法律案(内閣提出)

所得に対する租税に関する二重課

税の回避及び脱税の防止のため

の日本国政府とシンガポール自

治州政府との間の条約の実施に

伴う所得税法の特例等に関する

法律案(内閣提出)

郵政省所管

郵政事業
郵便貯金
簡易生命保険及郵便
年金

内閣總理大臣 池田 勇人

第2条 各特別会計の歳入歳出予算補正の内訳は、別に添附する各特別会計の「歳入歳出予算補

正予定計算書」に掲げる。

昭和36年度特別会計予算補正

予算補正総則

第1条 次に掲げる各特別会計の昭和36年度歳入歳出予算補正を、「甲号歳入歳出予算補正」の

とおり定める。

大蔵省所管

造幣局
印刷局

國有林野事業

アルコール専業事業

通商産業省所管

(外) 報 告

	造幣局	3,492,905,000円	アルコール専売事業	出
印刷局		14,226,134,000円	(追加額)	歲費
国有林野事業		624,258,000円	(項目) 事業費	費
アルコール専売事業		116,620,198,000円	(修正減少額)	▲
郵政事業			(項目) 事業費	▲ 36,763,000
甲号	歳入歳出予算補正			▲ 42,961,000
大蔵省所管				▲ 82,424,000
	造幣局			0
	(追加額)			
(款) 業務回収準備資金より受入		97,940,000	(追加額)	
(項) 業務回収準備資金より受入		97,940,000	(款) 事業費	6,595,747,000
	歲費		(項) 事業費	687,000,000
	印刷局		(修正減少額)	▲ 13,382,000
	歳出		(項目) 事業費	▲ 1,001,978,000
(追加額)	事業費	303,774,000	(修正減少額)	▲ 2,713,000,000
(項) 事業費		303,774,000	(修正減少額)	▲ 400,000,000
(追加額)	事業費	413,827,000	(修正減少額)	▲ 4,114,978,000
(項) 事業費		413,827,000	(修正減少額)	▲ 6,595,747,000
(項) 事業費正補管		110,053,000	歳出補正額	郵便賃入
農林省所管	国有林野事業	303,774,000	歳出補正額	郵便賃入
国有林野事業勘定				
	歲出			
(追加額)				
(項) 国有林野事業費		1,984,265,000	(追加額)	
(修正減少額)			(項目) 郵政事業特別会計へ繰入	
(項) 予備費		▲ 1,984,265,000	(修正減少額)	
歳出補正額		0	(項目) 予備費	▲ 100,000,000
通商産業省所管				1,519,943,000

簡易生命保険及郵便年金
保 险 劍 定 貸 出

(追 加 額)		
(原) 郵政事業特別会計へ繰入		
(修正 減少額)		
(原) 予出補正備費額		
年 蔡 金 劍 定	歲	歲
(追 加 額)		
(原) 郵政事業特別会計へ繰入		
(修正 減少額)		
(原) 予出補正備費額		

留保川十一年度政金課繰出(算定一申)

國庫に賃貸手形。

留保川十一年度政金課(十一申)

昭和 36 年度政府関係機関予算補正

(追 加 額)		
(原) 給与 勤務修繕費		
(修正 減少額)		
(原) 共資予本勘定へ繰入費		
支 出 勘 定	支	支
(追 加 額)		
(原) 給与 其他諸費		
(修正 減少額)		
(原) その他諸費		
支 出 勘 定	支	支

16,044,433,000
247,433,000
18,539,249,0003,400,000,000
1,500,000,000
709,274,0007,429,975,000
5,500,000,000
18,539,249,000

0

第 1 条 次に掲げる各政府関係機関の昭和 36 年度収入支出予算補正、「甲号収入支出予算補正」のとおり定める。

日本専売公社

日本電信電話公社

第 2 条 昭和 36 年度政府関係機関予算の予算総則第 8 条第 1 項に定める日本専売公社がその職員に対して支給する基準内給与の額を 11,601,306,000 円に、基準外給与の額を 4,394,199,000 円に、給与の総額を 15,995,505,000 円に改める。

第 3 条 昭和 36 年度政府関係機関予算の予算総則第 12 条第 1 項に定める日本国有鉄道が発行することができる鉄道債券の限度額のうち、都市計画の実施に關連して施行する工事等の資金に充てるため発行するもの及び歳出者引受により発行するものについての限度額を額面 16,500,000,000 円に改める。

第 4 条 昭和 36 年度政府関係機関予算の予算総則第 16 条第 1 項に定める日本国有鉄道がその職員に対して支給する基準内給与の額を 145,555,191,000 円に、基準外給与の額を 54,045,334,000 円に、給与の総額を 199,630,525,000 円に改める。

第 5 条 昭和 36 年度政府関係機関予算の予算総則第 25 条第 1 項に定める日本電信電話公社がその職員に対して支給する基準内給与の額を 57,783,650,000 円に、基準外給与の額を 23,658,533,000 円に、給与の総額を 81,442,213,000 円に改める。

甲号 収入支出予算補正

日本専売公社

(追 加 額)		
(原) 資本勘定	支	支
(追 加 額)		
(原) 資本勘定	支	支
(修正 減少額)		
(原) 損益勘定より受入額	支	支
取 入		

5,800,000,000
2,000,000,000
7,800,000,0007,429,975,000
370,025,000

(外) 報 告 号 (外)

4

		支	出	
(追 加 領)				
(現) 工事勘定				
(追 加 領)				
(現) 資本勘定より受入	支	入		
			370,025,000	
(追 加 領)				
(現) 建設費	支	出		
東海道幹線増設費			44,448,000	
船係			97,711,000	
			557,866,000	
			700,025,000	
(修正減少額)				
(現) 東海道幹線増設費	支	出		
支出補正			350,000,000	
			370,025,000	
損益勘定				
(追 加 領)				
(現) 當業保守	支	出		
			6,810,512,000	
			2,079,007,000	
			103,116,000	
			8,992,635,000	
(追 加 領)				
(現) 資本勘定より受入	支	入		
			818,756,000	
(追 加 領)				
(現) 建設勘定へ繰入	支	出		
建設費			44,448,000	
			7,982,635,000	
			818,756,000	
(修正減少額)				
(現) 資本勘定へ繰入	支	出		
資本勘定			7,992,635,000	
			1,000,000,000	
			8,992,635,000	
			0	

○議長(源平・監視) 源平長の報告を
求められ、予算委員長船田中君。

[報告書は会議録追録に掲載]

【船田中君登壇】

○船田中君 ただいま議題となりました、昭和三十六年度特別会計予算補正(特第一号)及び同政府関係機関予

求められ、予算委員長船田中君。

日本で五日間にわたりて審議が行なわれ、本日討論、採決せられたものであ
ります。

特に、本日、参考人山際日銀総裁よ
り意見を聽取し、審議を一そく慎重に
いたしました。

今回の予算補正是、去る三月二十七
日の公共企業体等労働委員会の仲裁裁
定を完全に実施するため、造幣局、印
刷局、国有林野事業、アルコール専売
事業、郵政事業、郵便貯金及び簡易生
命保険及郵便年金の七特別会計並びに
予算委員会に付託され、十五日より本
日本専売公社、日本国有鉄道及び日本

電信電話公社の三政府関係機関の各予

算における給手費等を追加するための
ものであります。

この仲裁裁定は、国有林野事業及び
アルコール専売事業所属の労働組合員
については、その基準内賃金を、昭和
三十六年四月一日以降、平均して昭和
三十六年一月一日現在における基準内
賃金の一〇%相当額の原資をもつて引
き上げ、その他の公共企業体等の労働
組合員については一〇%相当額の原資
をもつて引き上げることをおもな内容
としております。

算補正(特第一号)につきまして、予算
委員会における審議の経過並びに結果
を御報告申上げます。

本予算補正二件は、去る五月十三日
予算委員会に付託され、十五日より本
日本専売公社、日本国有鉄道及び日本

電信電話公社の三政府関係機関の各予
算における給手費等を追加するための
ものであります。

この仲裁裁定は、国有林野事業及び
アルコール専売事業所属の労働組合員
については、その基準内賃金を、昭和
三十六年四月一日以降、平均して昭和
三十六年一月一日現在における基準内
賃金の一〇%相当額の原資をもつて引
き上げ、その他の公共企業体等の労働
組合員については一〇%相当額の原資
をもつて引き上げることをおもな内容
としております。

なお、五月十七日、日本社会党よ
り、社会保障関係費及び石炭鉄山保安
関係費、総額二百十五億五千万円の予
算補正を求めて、昭和三十六年度一般
会計予算補正を求めるの動議が提出さ

詳細につきましては会議録に譲ることと御了承願いたいと思います。

○議長(清瀬一郎君) 両件を一括して採決いたします。

両件の委員長の報告はいずれも可決であります。両件を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(清瀬一郎君) 起立多数。よつて、両件とも委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

日程第一 急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

日程第一 急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

日程第一 急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(清瀬一郎君) 御異議なしと認めます。

日程第一 急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和三十六年五月十八日

提出者

農林水産
委員長 坂田 英一

この法律は、公布の日から施行する。

急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案

急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案

理由

急傾斜地帯農業振興計画等の実施の状況にかかる、同法等の有効期限を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律を施行するには経費を要するが、その所要額は、土地改良法等当該事業に関する法律の施行に伴う経費を含むものであつて、急傾斜地帯その他各地帯ごとの農業振興計画の内容によつて定まる。昭和三十七年度において当初振興計画等の残り金額程度の事業を実施するものとすれば、その所要額は、約五

十億円程度の見込みである。

前項の規定は、同項に規定する漁業権で、次の各号の一に該当するものについては、適用しない。

一 漁業法第三十九条第一項(公

益上の必要による漁業権の変更、取消又は行使の停止)の規

定による漁業権の取消しの事由

があるか、又はその事由が昭和三十八年八月三十日までに発生することが確実であると認め

て都道府県知事が指定した漁業権

二 昭和三十六年八月一日において、その漁場の敷地が他人の所有に属するか、又はその漁場の水面が他人の占有に係る漁業権

(農林省令で定めるものを除く)で、農林省令で定めるとところにより、その漁業権者から、或者又は占有者からその漁業権の存続期間の延長に係る同意を得た旨を証する書面の提出がなされなかつたもの

三 第二項の規定による指定は、昭和三十六年十一月三十日(同年十二月二十九日までにその漁業法第

四 第二項第一号の規定による指定は、漁業法第十二条第一項から第

四項まで(同意が得られない場合

の手続等)の規定を準用する。

五 都道府県知事は、第二項第一号

に該当する漁業権については、その漁業権が同号に該当するものとなつた後、遅滞なく、その種類及び番号を告示しなければならない。

六 海区漁業調整委員会が前項の意見を述べる場合には、漁業法第三十四条第四項(聴聞)の規定を準用する。

七 都道府県知事は、第二項第二号

に該当する漁業権について、その漁業権が同号に該当するものとなつた後、遅滞なく、その種類及び番号を告示しなければならない。

八 第二項第二号の同意について

は、漁業法第十二条第一項から第

四項まで(同意が得られない場合

の手続等)の規定を準用する。

九 新たに免許する漁業権の存続期間

十 この法律の施行の日から昭和三十八年八月三十日までの間

十一 おいてその漁場の敷地が他人の所有に属するか又はその漁場の水面が他人の占有に係る漁業権にあつては、その免

許の日から、昭和三十九年三月三

に、告示をもつてしなければならない。

十一 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

十二 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

十三 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

十四 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

十五 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

十六 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

十七 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

十八 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

十九 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

二十 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

二十一 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

二十二 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

二十三 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

二十四 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

二十五 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

二十六 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

二十七 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

二十八 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

二十九 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

三十 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

三十一 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

三十二 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

三十三 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

三十四 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

三十五 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

三十六 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

三十七 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

三十八 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

三十九 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

四十 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

四十一 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

四十二 第二項第一号の規定による指定は、昭和三十六年十月三十一日(同年十二月三十日までにその漁業法が満了する日前二月)までに告示をもつてしなければならない。

児童福祉法の一部を改正する法律

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の一部を次のよう改正する。

第七条中「し、体不自由児施設」の下に「情緒障害児短期治療施設」を加える。

第十五条の二第一項第二号中「判定を行い、並びにこれらに附隨して必要な指導を行うこと」を「判定を行なうこと」に改め、同項中第三号を加える。

第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

第三 児童及びその保護者につき、必要な指導を行なうこと。

第十五条の二第二項中「前項第一号及び第二号」を「前項第一号から第三号まで」に改める。

前号の調査又は判定に基づいて必要な指導を行なうこと。

第十九条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第十九条の二 都道府県知事は、毎年、期日又は期間を指定し、満三歳をこえ満四歳に達しない児童に対して、厚生大臣の定める項目に對して、厚生大臣の定める方法及び技術的基準による健康診査を行なわなければならない。

前項のほか、都道府県知事は、必要に応じ、妊娠婦又は乳児若しくは幼児に対しても、健康診査を行なうものとする。ただしこれらの保護者を訪問させ、必要な指導を行なわせるものとする。たゞ、当該新生児について第二十一

都道府県知事は、前二項の規定による健康診査の結果必要があると認めるときは、当該妊娠婦又は

乳児若しくは幼児の保護者に対しても、児童相談所、福祉事務所等の指導を受けることを奨励しなければならない。

第二十一条第二項中「保健所又は保健所」に、「保健指導を受けたときはを「保健指導を受けたとき」に改め、同条第三項を加える。

第十五条の二第一項第二号中「保健指導上」を削り、「乳児又は幼児の保護者」を「乳児若しくは幼児の保健指導を受けたときも」を「乳児若しくは幼児が、第十九条の二の規定による健康診査を受けたとき、又は乳児若しくは幼児が、第十九条の二の規定による健康診査を受けたときも」に改め、同条を第二十条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

第十九条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第十九条の二第一項中「前項第一号及び第二号」を「前項第一号から第三号まで」に改める。

前号の調査又は判定に基づいて必要な指導を行なうこと。

第十九条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。

第十九条の二 都道府県知事は、毎年、期日又は期間を指定し、満三歳をこえ満四歳に達しない児童に対して、厚生大臣の定める項目に對して、厚生大臣の定める方法及び技術的基準による健康診査を行なわなければならない。

前項のほか、都道府県知事は、必要に応じ、妊娠婦又は乳児若しくは幼児に対しても、健康診査を行なうものとする。ただしこれらの保護者を訪問させ、必要な指導を行なわせるものとする。たゞ、当該新生児について第二十一

条の三の規定による指導が行なわれるときは、この限りでない。

前項の規定による訪問指導は、必要があるときは、当該乳児が新生児でなくなつた後においても、継続することができる。

第二十一条第三に次の二項を加える。

第二十二条第二項の規定は、前項の規定による訪問指導に準用する。

第二十二条の十六第一項中「骨閔節結核」の下に「その他の結核」を加え、同条第二項第二号中「学習」の不自由児施設の下に「情緒障害児短期治療施設」を加える。

第二十七条第一項第三号中「し、体不自由児施設」の下に「情緒障害児短期治療施設」を加える。

第二十八条第一項中「又は著しく触れ、又は触れる虞れのある」を「著しくその監護を怠り、よつて刑罰法令に觸れ、又は触れる虞れのある」を「著しくその監護を怠り、よつて刑罰法令に觸れ、又は触れる虞れのある」に改める。

第二十九条第一項中「又は著しく触れ、又は触れる虞れのある」を「著しくその監護を怠り、よつて刑罰法令に觸れ、又は触れる虞れのある」に改める。

第二十九条の二 第一項の健康診査に要する費用に次の一項を加える。

第二十九条の二第一項の健康診査に要する費用に次の一項を加える。

第二十九条の二第一項第五号及び第十号並びに前条第一項第二号及び第二項第二号」を「第五十条第四号の二及び前条第二項第二号の費用に對しては、政令の定めるところにより、その三分の一を、第五十条第十号及び前条第一項第二号」に改める。

第二十九条の二第一項第五号及び第十号並びに前条第一項第二号及び第二項第二号」を「第五十条第四号の二及び前条第二項第二号の費用に對しては、政令の定めるところにより、その三分の一を、第五十条第十号及び前条第一項第二号」に改める。

第四十三条の三の次に次の二条を加える。

第四十三条の四 情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有するおおむね十二歳未満の児童を、とから通わせて、その情緒障害をなおすことを目的とする施設とする。

第十条第八号中「母子手帳」を「及び健康診査」に改め、「骨閔節結核」の下に「その他の結核」を加える。

第三十六条及び第三十七条を次号の次に次の二号を加え、同条第七号中「し、体不自由児施設」の下に「情緒障害児短期治療施設」を加える。

第五十条第四項を「第五十条第三項」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に第一号を加える。

第五十一条第二項第一号中「第十

九条第四項」を「第五十条第三項」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に第一号を加える。

第五十二条第一項第一号中「第十

九条第四項」を「第五十条第三項」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に第一号を加える。

第五十三条第一項第一号中「第十

九条第四項」を「第五十条第三項」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に第一号を加える。

第五十四条第一項第一号中「第十

九条第四項」を「第五十条第三項」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に第一号を加える。

第四十四条の二 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第八号中「母子手帳」を「及び健康診査」に改め、「骨閔節結核」の下に「その他の結核」を加える。

第三十六条及び第三十七条を次号の次に次の二号を加え、同条第七号中「し、体不自由児施設」の下に「情緒障害児短期治療施設」を加える。

第五十条第四項を「第五十条第三項」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に第一号を加える。

第五十一条第二項第一号中「第十

九条第四項」を「第五十条第三項」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に第一号を加える。

第五十二条第一項第一号中「第十

九条第四項」を「第五十条第三項」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に第一号を加える。

第五十三条第一項第一号中「第十

九条第四項」を「第五十条第三項」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に第一号を加える。

第五十四条第一項第一号中「第十

九条第四項」を「第五十条第三項」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に第一号を加える。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第十条第八号中「母子手帳」を「及び健康診査」に改め、「骨閔節結核」の下に「その他の結核」を加える。

第三十六条及び第三十七条を次号の次に次の二号を加え、同条第七号中「し、体不自由児施設」の下に「情緒障害児短期治療施設」を加える。

第五十条第四項を「第五十条第三項」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に第一号を加える。

第五十一条第二項第一号中「第十

九条第四項」を「第五十条第三項」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に第一号を加える。

第五十二条第一項第一号中「第十

九条第四項」を「第五十条第三項」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に第一号を加える。

第五十三条第一項第一号中「第十

九条第四項」を「第五十条第三項」に改め、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に第一号を加える。

第五十四条第一項第一号中「第十

第一章 削除 第七条から第十一条まで 削除

理由

児童の福祉の増進を図るため、新生児の育児指導及び三歳児に対する定期治療施設を設けるとともに、新たに児童福祉施設に情緒障害児短期治療施設を加える等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(久保田鶴松君) 委員長の報告を求めます。社会労働委員長山本謙夫君。

[報告書は会議録追録に掲載]

○山本謙夫君登壇

【山本謙夫君登壇】

○山本謙夫君 大だいま議題となりました児童福祉法の一部を改正する法律案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

児童の資質を、健康の上に、あるいは社会的適性の上において向上させるることは、人口の資質向上と将来の经济发展をはかるため緊要の問題であります。

が、わが国の新生児、乳幼児の死亡率が欧米に比較してきわめて高く、最近また年少者の非行が著しい実情にかんがみ、本法に若干の改正を行ない、もって児童の福祉をはからうとするのが、改正案の目的であります。

地方議会議員互助年金法案(地方行政委員長提出)

第一条 この法律は、地方公共団体の議会の任務の重要性にかんが

まず、第一に、三才の児童に対しても、都道府県知事が毎年健康診査を行なう、また、新生児の保護者に対する保健所の医師あるいは助産婦等が訪問指導を行なう制度を設けることあります。

第二は、現在、骨関節結核にかかる児童に対して行なわれている療育の給付を、その他の結核にかかる児童にまで拡大しようとすることあります。

第三は、軽度の非行児等の情緒障害児に対する児童福祉施設として、新たに情緒障害児短期治療施設を加えることとあります。

第四は、酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案(参議院提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、地方行政委員長提出、地方議会議員互助年金法案は、委員会の審査を省略して、参議院提出

第二条 地方公共団体の議会の議員(以下「地方議会議員」という。)は、地方議会議員の退職、公務傷病及び死亡について年金の給付を行なうため、地方議会議員互助会を組織することができる。

2 退職年金の年額は、在職期間十二年以上十三年未満につき、退職金を給する制度に因し、必要な事項を定めるものとする。

二条に規定する標準報酬月額に十二を乗じて得た額をいう。以下同じ。)の百五十分の五十に相当する金額とし、十二年以上一年を増すごとに、その一年につき、退職当時の議員の標準報酬年額の百五十分の一に相当する金額を加算した金額とする。

2 地方議会議員互助会(以下「互助会」という。)は、都道府県の議会の議員を会員とする都道府県議会議員互助会、市(特別区を含む)以下同じ。)の議会の議員を会員とする市議会議員互助会及び町村の議会の議員を会員とする町村議会議員互助会とする。

3 在職期間五十年をこえる者に給すべき退職年金の年額は、在職期間五十年として計算する。

4 在職期間五十年をこえる者に給すべき退職年金の年額は、在職期間五十年として計算する。

第五条 公務傷病年金は、互助会の会員である地方議会議員が、当該互助会の会員である間ににおける公務に基づく傷病により不具廢疾となり退職したときに、その者に給するものとする。退職した時に

2 退職年金の年額は、在職期間十二年以上十三年未満の者にあつては前条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在

酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案(参

議院提出)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

み、これを組織する議員及びその遺族の生活の安定に資するため、互助の精神にのつとり、議員の退職、公務傷病及び死亡について年金を給する制度に因し、必要な事項を定めるものとする。

以上で退職したときに、その者に給するものとする。

二条に規定する標準報酬月額に十二を乗じて得た額をいう。以下同じ。)の百五十分の五十に相当する金額とし、十二年以上一年を増すごとに、その一年につき、退職当時の議員の標準報酬年額の百五十分の一に相当する金額を加算した金額とする。

2 退職年金の年額は、在職期間十二年以上十三年未満につき、退職金を給する制度に因し、必要な事項を定めるものとする。

二条に規定する標準報酬月額に十二を乗じて得た額をいう。以下同じ。)の百五十分の五十に相当する金額とし、十二年以上一年を増すごとに、その一年につき、退職当時の議員の標準報酬年額の百五十分の一に相当する金額を加算した金額とする。

2 地方議会議員互助会(以下「互助会」という。)は、都道府県の議会の議員を会員とする都道府県議会議員互助会、市(特別区を含む)以下同じ。)の議会の議員を会員とする市議会議員互助会及び町村の議会の議員を会員とする町村議会議員互助会とする。

3 在職期間五十年をこえる者に給すべき退職年金の年額は、在職期間五十年として計算する。

第五条 公務傷病年金は、互助会の会員である地方議会議員が、当該互助会の会員である間ににおける公務に基づく傷病により不具廢疾となり退職したときに、その者に給するものとする。退職した時に

2 退職年金の年額は、在職期間十二年以上十三年未満の者にあつては前条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在

○副議長(久保田鶴松君) 採決いたしました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(久保田鶴松君) 御異議なし

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(久保田鶴松君) 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(久保田鶴松君) 御異議なし

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(久保田鶴松君) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

地方議会議員互助年金法案(地方議会議員互助年金法案)

提出者

地方議会議員互助年金法

委員長 濱田 幸雄

4 互助会は、法人とする。

(互助年金の種類)

3 前項に規定する互助会は、それぞれ全国を通じて一とする。

4 互助会は、法人とする。

第三条 互助会が給する年金(以下「互助年金」といふ。)は、退職年金、公務傷病年金及び遺族年金とする。

2 公務傷病年金の年額は、在職期間十二年未満の者にあつては前条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(久保田鶴松君) 御異議なし

と認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

昭和三十六年五月十九日

4 互助会は、法人とする。

(互助年金の種類)

3 前項に規定する互助会は、それぞれ全国を通じて一とする。

4 互助会は、法人とする。

第三条 互助会が給する年金(以下「互助年金」といふ。)は、退職年金、公務傷病年金及び遺族年金とする。

2 公務傷病年金の年額は、在職期間十二年未満の者にあつては前条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在

その者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の額に、それぞれ当該不具廃疾の程度に応じた金額を加算した金額とする。

3 前項の不具廃疾の程度は、恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二の定めるところによるものとし、同項の加算額は、同法別表第二号表の定める金額によるものとする。

4 公務に基づく傷病により不具廃疾となつた場合において、その者に重大な過失があつたときは、前

三項の規定による公務傷病年金は、給しない。

5 公務傷病年金の決定をするに當たつて、将来不具廃疾が回復し、又はその程度が低下するときは、るべきことが認められるときは、五年間公務傷病年金を給する。

6 前項の期間満了の六箇月前までに傷病が回復しない者は、規約で定めることにより、再審査を請求することができる。再審査の結果公務傷病年金を給すべきものであるときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

(遺族年金)

第六条 遺族年金は、互助会の会員である地方議会議員が死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに退職年金又は公務傷病年金を給

すべきときに、その者の遺族に給するものとする。退職年金又は公務傷病年金を受ける者が死亡したときも、同様とする。

2 前項の遺族年金の年額は、これを受ける者の人員にかかわらず、次の各号に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

一 地方議会議員が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合(第三号に規定する場合を除く)においては、これに給すべき退職年金の年額

二 退職年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合(前号に規定する場合を除く)においては、当該退職年金の年額

三 退職年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合においては、在職期間十二年未満の者にあつては第

四 条の規定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとし、した場合における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百二

十八を乗じて得た金額

(互助年金の停止)

四 地方議会議員又は退職年金若しくは公務傷病年金を受ける者が年齢満五十五歳に達する月まで、その支給を停止する。

した場合においては、在職期間における当該退職年金の年額に、それぞれ百分の百二十

2 退職年金及び公務傷病年金は、これを受けれる者が前条第一項に規定する再就職をしたときは、再就職の月の翌月から退職の月まで、実

職期間が一箇月未満であるときは、この限りでない。

(互助年金の改定)

第九条 第七条第一項に規定する再就職その他の事由による互助年金の改定については、規約で定める。

第十条 一の互助会が給する互助年金については、退職年金と公務傷病年金とは、併給しないものとする。

(併給の禁止)

第十二条 一の互助会が給する互助年金について、当該互助会に対し、規約で定める掛金の額を変更するよう勧告することができる。

(時効)

第十三条 互助年金を受ける権利は、これを受けるべき事由が生じた日から七年間請求しなかつたときは、時効によつて消滅する。

(時効)

第十四条 互助年金を受ける権利は、その者が年齢満五十五歳に達する日の属する月の末日までの間

2 前項の時効は、第八条第一項の規定により退職年金の支給を停止される者の当該退職年金について

3 退職年金又は公務傷病年金を受ける権利を有する者が退職後二箇月以内に第七条第一項に規定する

再就職をしたときは、第一項の時効は、再就職に係る職を退職した日から進行する。ただし、退職年

金を受ける権利を有する者が再就職に係る職を退職した日において

五を乗じて得た額以上でなければならぬ。

2 前項の標準報酬月額は、地方議員の報酬額(一の地方公共団体の議会の議員については、その最も低い額をもつて当該議会の議員の報酬とする)に基づき、規約で定める。

3 自治大臣は、互助会の健全な運営を図るために必要なと認めるときは、当該互助会に対し、規約で定める掛金の額を変更するよう勧告することができる。

(掛金)

第十二条 互助会の会員である地方議会議員は、規約で定めるところに係る互助年金の支給に要する費用を移換しなければならない。

第十二条 互助会の会員である地方議会議員は、規約で定めるところに係る互助年金の支給に要する費用を移換しなければならない。

八四四

年齢満五十五歳未満であるときは、その時効については、前項の規定を適用する。

(非課税)

第十四条 公務傷病年金及び遺族年金については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課すことができない。

(規約)

第十五条 互助会は、規約で次に掲げる事項を定めなければならぬ。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 役員に関する事項
- 五 代議員会に関する事項
- 六 会員の加入及び脱退に関する事項
- 七 互助年金の給付及び掛金に関する事項
- 八 資産の管理その他財務に関する事項
- 九 その他組織及び業務に関する重要事項
- 二 設立当初の役員は、規約で定めなければならない。
- 三 規約の変更は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 四 (設立の認可)
- 五 第十六条 互助会を設立するには、会員となるべき十人以上の者が発

起人となり、規約を定め、自治大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可の申請に当たつては、規約のほか、事業計画書その他必要な事項を記載した書面を添付しなければならない。

(基準会員数)

第十七条 互助会は、それぞれ次の各号に掲げる会員がなければ設立することができない。

- 一 都道府県議会議員互助会 千人以上
- 二 市議会議員互助会 五千人以上
- 三 町村議会議員互助会 一万人以上

(成立)

第十八条 互助会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって、成立する。

(登記)

第十九条 互助会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければならない。

3 他の組織及び業務に関する重要な事項

4 設立当初の役員は、規約で定めなければならない。

5 規約の変更は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

6 (民法の準用)

第七十条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法

人の住所)の規定は、互助会について準用する。

(役員)

第二十一条 互助会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事十人以内及び監事二人以内を置く。

2 会長は、互助会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐して互助会の業務を執行し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

4 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して互助会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。

5 監事は、互助会の業務を監査する。

6 互助会と会長、副会長又は理事との利益が相反する事項については、これららの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が互助会を代表する。

7 (代議員会)

第二十二条 互助会に、代議員会を置く。

2 次に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

二 事業計画書の作成及び規約で定める重要な変更並びに決算報告の認定

三 訴訟の提起及び和解

四 その他互助会の業務に関する重要事項で規約で定めるもの(余裕金の運用)

(余裕金の運用)

第二十三条 互助会の業務上の余裕金の運用は、自治省令で定めることにより、安全かつ効率的にしなければならない。

(報告の徴収)

第二十四条 自治大臣は、必要があると認めるときは、互助会に、業務及び資産の状況に關し報告をさせることができ。

(解散)

第二十五条 互助会の解散については、別に法律で定める。

(省令への委任)

第二十六条 この法律に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な事項は、自治省令で定める。

(過料)

第二十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした互助会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

1 この法律の規定により自治大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 事業計画書の作成及び規約で定める重要な変更並びに決算報告の認定

三 第二十三条の規定による自治省令に違反して登記することを怠つたとき。

四 第二十三条の規定による自治省令に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

(附則)

二 第十九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十三条の規定による自治省令に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

四 第二十三条の規定による自治省令に違反して登記することを怠つたとき。

5 (施行期日)

2 昭和二十二年四月三十日からこの法律の施行の日の前日までの間における地方議会議員としての在職期間は、この法律に規定する互助年金の基礎となるべき在職期間とし、この法律の規定を適用する。

3 前項の規定によりこの法律の施行における在職期間がこの法律に規定する互助年金の基礎となる場合は、當該在職期間につき規約で定めるところにより算定した額を減額した額とする。

4 (地方公務員の退職年金制度実施の際の取扱い)

この法律に基づく地方議会議員の互助年金制度は、新たに地方公務員の統一的な退職年金制度にする法律が制定される際、これに統合されるものとする。

該住居内に立ち入ることができ

(通報)

第七条 警察官は、第二条第一項又

は警察官職務執行法第三条第一項の規定により酩酊者を保護した場合において、当該酩酊者がアル

コールの慢性中毒者(精神障害者を除く)又はその疑のある者であると認めたときは、すみやかに、

もよりの保健所長に通報しなければならない。

(診察等)

第八条 前条の通報を受けた保健所

長は、必要があると認めるとき

は、当該通報に係る者に対し、医

師の診察を受けるようにすすめなければならぬ。この場合におい

て、保健所長は、当該通報に係る

者の治療又は保健指導に適当な他

の医療施設を紹介することができ

る。

第九条 前条前段の規定により医師

の診察を受けるようすすめられた者がそのすすめに従つて受ける

診察及び診察の結果必要と診断さ

れた治療については、当該診療を受ける者が困窮のため最低限度の

生活を維持することができないも

のであるときは、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第

十五条に規定する医療扶助を受けることができる。

(適用上の注意)

第十一条 この法律の適用にあたつては、国民の権利を不當に侵害しないように留意しなければならない。

附則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

第十二条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

第十三条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

第十四条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

第十五条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

第十六条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

第十七条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

第十八条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

第十九条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

第二十条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

第二十一条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

第二十二条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

第二十三条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

第二十四条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

第二十五条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

第二十六条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

第二十七条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

第二十八条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

第二十九条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

安定に資するため、互助の精神にのつとり、年金を給付する制度を設けようとするものであります。

次に、法律案の内容について御説明いたします。

まず、第一は、互助会についてあります。地方議会議員は、都道府県、市及び町村の区分により、それぞれ全國組織で地方議会議員互助会を設けることができます。

第二は、互助会の行なう互助年金のことです。互助会が給付する年金は、退職年金、公務傷病年金及び遺族年金であります。

第三は、掛金についてあります。互助会の会員である地方議会議員は、規約で定めるところにより掛け金を納めるものとし、その額は、その者の標準報酬月額に百分の五を乗じて得た額以上上の額とするものとしております。

なお、この制度は、将来新たに地方公務員の統一的な退職年金制度に関する法律が制定されます際には、これに統合することとしております。

以上の本案提案の理由及びその内容の概要であります。何とぞすみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

五月十九日質疑を終了し、討論を省略して採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

本案は參議院の立法にかかるものであります。その趣旨は、めいてい

て、警官の保護の措置とその事後手

続を定めるとともに、必要な处罚規定を設けております。

次に、めいてい者がみずから住居に危険を加えんとする場合について

は、警察官は住居内に立ち入ることもできますこととしております。

第三に、保護しためいてい者で、ア

ルコール慢性中毒者またはその疑いの

ある者については、警察官は保健所長

に通報し、保健所長は医師の診断を受けるよう勧奨しなければならないこととしております。

本案は、五月十一日、參議院議員紅

露みつ君から提案理由の説明を聴取し、審査に入りましたが、その詳細は

会議録に譲りたいと思います。

五月十九日質疑を終了し、討論を省

略して採決いたしましたところ、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

本案は可決する御異議ありませんか。「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(久保田鶴松君) 御異議なし

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

次に、酒に酔つて公衆に迷惑をかけ

る行為の防止等に関する法律案につき

る行の防止等に関する法律案について

のと決定した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党小澤

太郎委員より、自由民主党、日本社会

党、民主社会党共同の附帯決議案が提

出されましたが、これまた全会一致をもつて可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(久保田鶴松君) これより採決に入ります。

まず、地方議会議員互助年金法案より採決いたします。

本案は可決する御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(久保田鶴松君) 御異議なし

本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

次に、酒に酔つて公衆に迷惑をかけ

る行為の防止等に関する法律案につき

のと決定した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党小澤

太郎委員より、自由民主党、日本社会

党、民主社会党共同の附帯決議案が提

付)

航空業務に関する日本国とドイツ

連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(参議院送付)

日本とブラジル合衆国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件

付)

議院送付)

○田邊國男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、參議院送付、日本とブラジル合衆国との間の文化協定の締結について承認を求めるの件、

航空業務に関する日本国とベルギーとの間の協定の締結について承認を求めるの件、航空業務に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件、

航空業務に関する日本国とベルギーとの間の協定の締結について承認を求めるの件、航空業務に関する日本国とド

イツ連邦共和国との間の協定の締結に

ついて承認を求めるの件、右三件を一括して議題となし、委員長の報告を求

め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長（久保田鶴松君） 田邊國男君の動議に御異議ありませんか。

○副議長（久保田鶴松君） 御異議なし

と認めます。よって、日程は追加せられました。

日本国とブラジル合衆国との間の文

化協定の締結について承認を求めるの件、航空業務に関する日本国とベル

ギーとの間の協定の締結について承認を求めるの件、航空業務に関する日本

国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件、右三

件を一括して議題といたします。

日本国とブラジル合衆国との間の文

化協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により交付する。

昭和三十六年四月二十一日

參議院議長 松野鶴平

參議院議長清瀬一郎殿

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の規定を協定した。

（1）両締約国は、特に、書籍、定期刊行物その他の出版物、講演、演奏会及び演劇、美術展覧会その他これらに類似するものと同様の文化活動を有する展覧会、ラジオ、テレビジョンその他の大衆通報手段並びに文化的、科学的又は教育的性質を有する映画の諸手

段により、各締約国内において相

手国の文化が一層理解されるよう

に、できる限りの便宜を相互に享

えるものとする。

（2）各締約国は、他方の締約国との間で、

学的又は芸術的内容の著作物の翻訳又は複製を奨励するものとする。

（3）日本国政府は、東京に所在する委員会の委員長に日本国民を任命し、ブラジル合衆国政府は、

ジリアに所在する委員会の委員長にブラジル国民を任命する。

（4）各締約国は、自國の領域内における他方の締約国との文化的、科学

的又は教育的機関の設立及び发展

について、できる限りの便宜を享

えるものとする。

（5）各締約国は、両国間ににおける文

化交流を助長するため、他方の締

約国との文化的機関又は団体により

發展させられた活動を支持するよ

う努力するものとする。

（6）各締約国は、自國の大学その他の

教育又は研究の機関における他方の

締約国との文化に関する問題について

の講義の創設及び拡充を奨励するものとする。

（7）各締約国は、自國の大学その他の

教育又は研究の機関における他方の

締約国との文化に関する問題について

の講義の創設及び拡充を奨励するものとする。

（8）各締約国は、両国民の間における運動競技ができる限り奨励するものとする。

（9）各締約国は、両国民の間における運動競技ができる限り奨励するものとする。

（10）各締約国は、両国民の間における運動競技ができる限り奨励するものとする。

（11）各締約国は、自國の領域内において、

他の特に文化活動に従事する者の相

互の交換を助長するものとする。

け、研究を行ない、又は技術的訓練を受けることができるよう、これらの者に奨学金その他の便宜を与えるための方法を研究するものとする。

（12）各委員会は、五人、すなわち、締約国の法令の精神に従い、修学上及び職業上の目的のため、他方の締約国の学校及び大学により与えられる学位及び資格証書の同等性を定めるために、それらの学位及び資格証書を相互に承認することを容易にし、かつ、簡単にするための準則、方法及び基準を採用する可能性を検討するものとする。

（13）各委員会は、五人、すなわち、

一人の委員長並びに日本国政府が任命する二人及びブラジル合衆国政府が任命する二人の四人の委員で構成する。

（14）各委員会は、日本国民を任命し、

日本国政府は、東京に所在する委員会の委員長に日本国民を任命する。

（15）各委員会は、日本国民を任命し、

日本国政府は、東京に所在する委員会の委員長に日本国民を任命する。

（16）各委員会は、日本国民を任命し、

日本国政府は、東京に所在する委員会の委員長に日本国民を任命する。

（17）各委員会は、日本国民を任命し、

日本国政府は、東京に所在する委員会の委員長に日本国民を任命する。

（18）各委員会は、日本国民を任命し、

日本国政府は、東京に所在する委員会の委員長に日本国民を任命する。

（19）各委員会は、日本国民を任命し、

日本国政府は、東京に所在する委員会の委員長に日本国民を任命する。

（20）各委員会は、日本国民を任命し、

日本国政府は、東京に所在する委員会の委員長に日本国民を任命する。

（21）各委員会は、日本国民を任命し、

日本国政府は、東京に所在する委員会の委員長に日本国民を任命する。

（22）各委員会は、日本国民を任命し、

日本国政府は、東京に所在する委員会の委員長に日本国民を任命する。

（23）各委員会は、日本国民を任命し、

日本国政府は、東京に所在する委員会の委員長に日本国民を任命する。

（24）各委員会は、日本国民を任命し、

日本国政府は、東京に所在する委員会の委員長に日本国民を任命する。

（25）各委員会は、日本国民を任命し、

日本国政府は、東京に所在する委員会の委員長に日本国民を任命する。

（26）各委員会は、日本国民を任命し、

日本国政府は、東京に所在する委員会の委員長に日本国民を任命する。

（27）各委員会は、日本国民を任命し、

日本国政府は、東京に所在する委員会の委員長に日本国民を任命する。

一方の締約国がこの協定を終了させる意思を通告した日から一年の期間が満了するまで引き続き効力を有する。

以上の証拠として、前記の全権委員は、この協定に署名調印した。

千九百六十一年一月二十三日に東京で、ひとしく正文である日本語、ポルトガル語及び英語により本書二通を作成した。解釈について疑義がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

小坂善太郎

ブラジル合衆国政府のために

デシオ・オノラト・デ・モウラ

航空業務に関する日本国とベルギーとの間の協定の締結について承認を求める件
右は本院において承認することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年五月十二日

参議院議長 松野 鶴平
衆議院議長 清瀬 一郎殿

航空業務に関する日本国とベルギーとの間の協定の締結について承認を求める件
他方の締約国に対し通告書によ

日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

航空業務に関する日本国とベルギーとの間の協定

日本国政府及びベルギー政府は、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名された国際民間航空条約の当事国であるので、また、

それぞれの領域の間の及びその領域をこえての航空業務を開設するための協定を締結することを希望する

ので、このためそれぞれの代表者を任命した。これらの代表者は、次のとおり協定した。

第一条

(1) この協定の解釈上、この協定に別段の定がある場合を除くほか、

(a) 「条約」とは、千九百四十四年十二月七日にシカゴで署名された国際民間航空条約（同条約の規定に従つて採択された改正を含む。）をいう。

(b) 「航空当局」とは、日本国にあつては運輸省及び同省が現在遂行している任務又はこれに類似する人又は機關をいい、ベルギーにあつては交通省航空厅をい

(c) 「指定航空企業」とは、第三条の規定に従い、一方の締約国が他方の締約国に対し通告書によ

(d) 「航空業務」とは、旅客、貨物又は郵便物の公衆用の運送のために航空機で行う定期航空業務をいう。

(e) 「国際航空業務」とは、二以上の国の領域上の空間にわたつて行われる航空業務をいう。

(f) 「航空運送企業」とは、国際航空業務を提供し、又は運営する航空運送企業をいう。

(g) 「非商業的目的での着陸」とは、旅客、貨物又は郵便物の積込又は積卸以外の目的で着陸することをいう。

(h) 「附表」とは、この協定の附表又は第十四条の規定に従つて改正される同附表をいう。

(i) 附表は、この協定の不可分の一部をなすものとし、「協定」というときは、別段の定がある場合を除くほか、附表を含むものとする。

第二条

(1) 各締約国は、次項及び第六条(1)の規定に従うこととを条件として、運営なくこの許可を与えるなければならない。

(2) 一方の締約国は、他方の締約国が指定航空企業が、同航空当局により国際航空業務の運営に通常適用される法令で定める要件を満たす者である旨を立証することを、その指定航空企業に要求することができる。

(1) 各締約国がその管理下にある空港その他の施設の使用について他方の締約国が指定期間内に課した、又は譲ることを許す租税その他の課徴金は、類似の国際航空業務を運営する自国の航空運送企業に対し、これらの空港その他の施設の使用について譲られるものより高額のものであつてはならない。

(2) 一方の締約国が指定期間内に譲り受けた、又は同領域内でその航空機上に積載される燃料、潤滑油、予備部品、正規の航空機設備品及び航空機貯蔵品は、関税、検査手数料及びこれらに類似する国又は

(1) 第三条
いずれの特定路線における協定業務も、前条の規定に基いて権利を許与された締約国の選択により、即時又は後日開始することができる。ただし、次のことが行われた後でなければならない。

(2) 前項の規定は、一方の締約国がその特定路線について又は二以上の航空運送企業を指定することと。

(3) 権利を許与された締約国がその特定路線について又は二以上の航空運送企業に対し、他方の締約国がその領域内の別の地点に向けて有償で運送される旅客、貨物又は郵便物を同領域内において積み込む権利を与えるものと解してはならない。

(4) 権利を許与する締約国が一又は二以上の当該航空運送企業に對し適切に運営許可を与えることと。同締約国は、次項及び第六

(1) 各締約国がその管理下にある空港その他の施設の使用について他方の締約国が指定期間内に譲り受けた、又は同領域内でその航空機上に積載される燃料、潤滑油、予備部品、正規の航空機設備品及び航空機貯蔵品は、関税、検査手数料及びこれらに類似する国又は

(b) 非商業的目的で他方の締約国

の領域に着陸する権利

(c) 國際運輸における旅客、貨物及び郵便物の積卸及び積込のため、他方の締約国

地方公共団体が課する租税その他の課徴金について、当該他方の締約国が最惠国の航空運送企業又は国際航空業務を運営する自國の航空運送企業に許与する待遇よりも不利でない待遇を与えるものとする。ただし、いずれの締約国も、自國の指定航空企業に対して他方の締約国が関税、検査手数料その他これらに類似する国又は地方公共団体が課する租税その他の課徴金を免除し、又は払いもどさない限り、他方の締約国の指定航空企業に対し、当該関税、検査手数料、租税その他の課徴金を免除し、又は払いもどす義務を負わなものとする。

第六条

(1) 各締約国は、他方の締約国の指定航空企業の実質的な所有及び実効的な支配がその航空企業を指定した締約国又は当該締約国の国民に属していないと認めた場合に、その航空企業が享有することができる第四条(1)に定める権利を与えることを拒否し、若しくは取り消し、又はそれらの権利の行使に対し必要と認める条件を課する権能を留保する。

(2) 各締約国は、他方の締約国が定航空運送企業を指定した締約国又はその他の航空企業が同一の路線の全部又は一部において行う業務に不当な影響を及ぼさないように、その他の締約国が定航空運送企業の利益を考慮しなければならない。

第七条

両締約国は、両締約国と他の第三の国との間の協定業務を運営する公平なかつ均等な機会を有する。

第八条

一方の締約国は、両締約国と他の第三の国との間の協定業務を運営する公平なかつ均等な機会を有する。

(1) 協定業務について適用される運賃は、すべての評価の要素、特に、運営の経費、合理的な利潤、業務の特性(たとえば速力及び設備の程度)及び特定路線のいずれかの部分について他の航空運送企業の運賃に十分な考慮を払はなければならない。

(2) 新たな運賃は、いずれか一方の締約国の航空当局がそれについて満足しない場合には、実施してはならない。ただし、第十三条(5)の規定が適用される場合は、この限りでない。この条の規定に従つて運賃が決定されるまでの間は、すでに実施されている運賃が適用されるものとする。

(3) 関係指定航空企業は、できる限り、国際航空運送協会の運賃決定手続に従い、運賃について合意するものとする。この方法によること

(1) この協定の解釈又は適用に関する紛争が生じた場合は、両締約国は、まず、相互間の交渉によつてその紛争を解決するよう努めなければならない。

(2) 両締約国が交渉によつて紛争を解決することができなかつたときは、その紛争は、いずれか一方の締約国の仲裁により、各締約国が指名する各一人の仲裁委員とどうして選定された二人の仲裁委員が合意により指名する第三の仲裁委員からなる仲裁裁判所に決定のため付託することができる。ただし、第三の仲裁委員は、いずれかの締約国の国民であつてはならない。

(3) 各締約国は、一方の締約国が協定業務において供給する輸送力の検討のために合理的に必要とされた場合の又はその他の統計表を提供

に従つて守らなかつた場合又はこの協定で定める条件を守らなかつた場合には、その指定航空企業による前記の権利の行使を停止し、又はその行使に対し必要と認める条件を課する権能を留保する。たゞし、重ねて前記の法令の違反が生ずることを防止するため、即時に停止し、又は条件を課するやむを得ない必要がある場合を除くほか、この権能は、他方の締約国と協議した後でなければ行使することができない。

用率で供給することを第一の目的としなければならない。

は、両締約国の航空当局の認可を受けなければならない。

は、前記の指定航空企業が協定業務において行つた運送を明らかにするすべての情報並びにこの運送の出发地及び目的地に関する情報を含むものでなければならない。

(3) 關係指定航空企業が運賃に従つて前項の規定に従つて合意することができなかつた場合又は一方の締約国の航空当局が提出された運賃を同規定に従つて認可しなかつた場合には、両締約国の航空当局は、適当な運賃について合意が成立するよう努めなければならない。

つた場合には、両締約国の航空当局は、この規定に従つて解決しなかつた場合には、その紛争は、第十一条の規定に従つて解決しなければならない。

両締約国の航空当局は、この協定の適用に関するすべての事項について緊密な協力を確保するため定期的ににしばしば協議しなければならない。

第十二条

は、両締約国の航空当局は、この協定の適用に関するすべての事項について紛争が生じた場合は、両締約国は、まず、相互間の交渉によつてその紛争を解決するよう努めなければならない。

第十三条

(1) 協定業務は、その業務を運営する航空運送企業を指定した締約国又はその他の航空企業が同一の路線の全部又は一部において行う業務に不当な影響を及ぼさないように、その他の締約国が定航空運送企業の利益を考慮しなければならない。

(2) 関係指定航空企業は、できる限り、国際航空運送協会の運賃決定手続に従い、運賃について合意するものとする。この方法によること

が不可能である場合には、各特定の路線に関する運賃は、関係指定の航空企業の間で合意しなければならない。いずれの場合にも、運賃

から発し、又はその締約国へ向う一方の締約国の航空当局は、要請を受けたときは、他方の締約国の航空当局に対し、自國の指定航空企業が協定業務において供給する輸送力を指名する各一人の仲裁委員とどうして選定された二人の仲裁委員が合意により指名する第三の仲裁委員からなる仲裁裁判所に決定のため付託することができる。ただし、第三の仲裁委員は、いずれかの締約国の国民であつてはならない。各締約国は、一方の締約国が紛争の仲裁を要請する外交上の公文を他方の締約国から受領した日から六十日の期間内に一人の仲裁裁

委員を指名しなければならない。
第三の仲裁委員は、その後の六十日
の期間内に指名されなければならない。
一方の締約国が六十日の
期間内に自国の仲裁委員を指名し
なかつた場合又は第三の仲裁委員
が前記の期間内に指名されなかつ
た場合には、いずれか一方の締約
国は、国際司法裁判所長に対し、
当該仲裁委員を指名するよう要請
することができる。

(3) 両締約国は、前項の規定に基
いて行われた決定を守ることを約束
する。

第十四条

いづれの一方の締約国も、この協
定を改正するため、いつでも、他方
の締約国との協議を要請することが
できる。この協議は、要請があつた
日から六十日の期間内に開始するも
のとする。改正が附表についてのみ
行われる場合には、協議は、両締約
国との航空当局の間で行うものとす
る。両締約国との航空当局が新たに又
は修正された附表について合意した
ときは、この事項に関する両締約國
の航空当局の勧告は、外交上の公文
の交換によつて確認された後に効力
を生ずる。

第十五条

多数国間の航空運送条約が両締約
国に關し効力を生じたときは、この
多數国間の航空運送条約が両締約
国に關し効力を生じたときは、この

委員を指名しなければならない。
第三の仲裁委員は、その後の六十日
の期間内に指名されなければならない。

一方の締約国が六十日の
期間内に自国の仲裁委員を指名し
なかつた場合又は第三の仲裁委員
が前記の期間内に指名されなかつ
た場合には、いずれか一方の締約
国は、国際司法裁判所長に対し、
当該仲裁委員を指名するよう要請
することができる。

協定は、その条約の規定に適合する
よろに改正しなければならない。

第十六条

いづれの一方の締約国も、他方の
締約国に対し、この協定を廢棄する
意思をいつでも通告することができ
る。その通告の写しは、条約によつて
設立された国際民間航空機関に対し
同時に送付しなければならない。そ
の通告があつたときは、この協定

は、他方の締約国が廢棄通告を受領
した日の後一年で終了するものとす
る。ただし、その通告が前記の一年
の期間の満了前に締約国間の合意に
より取り消された場合は、この限り
でない。廢棄通告は、他方の締約國
がその受領を確認しなかつたとき
は、国際民間航空機関がその写を受
領した日の後十四日を経過した時に
受領されたものとみなされる。

第十七条

この協定及び第十四条の規定に従
つて交換される外交上の公文は国際
民間航空機関に登録しなければなら
ない。

第十八条

この協定は、批准されるものと
し、批准書は、できる限りすみやか
にプラッセルで交換するものとす
る。この協定は、批准書の交換の日
に効力を生ずる。

日本国間の航空運送条約が両締約
国に關し効力を生じたときは、この

以上の証拠として、下名は、各自
の政府により正当に委任を受け、こ
の協定に署名した。

千九百五十九年六月二十日に東京
で、ひとしく正文である日本語及び
フランス語により本書二通を作成し
た。

日本国のために
藤山愛一郎

ベルギーのために
R・ヘルマンズ

附表

日本国の一又は二以上の指定航空
企業が運営することができる路線
(又は)台湾における地点—香港又
はマニラ—インド・シナ内の地
点—バンコク—ラングーン—コ
ロンボ—インド内のある地点—東部及
び西部バキスタン内の地点—中東
及び近東内の地点(イラン及びア
フガニスタンを含む) —カイロー—
(航空業務に関する日本国と
ベルギーとの間の協定に関する
交換公文)

企業が運営することができる路線
(又は)台湾における地点—香港又
はマニラ—インド・シナ内の地
点—バンコク—ラングーン—コ
ロンボ—インド内のある地点—東部及
び西部バキスタン内の地点—中東
及び近東内の地点(イラン及びア
フガニスタンを含む) —カイロー—
(航空業務に関する日本国と
ベルギーとの間の協定に関する
交換公文)

の領域内の一地点を起点とするもの
でなければならぬ。ただし、路線
上の他の地点は、いずれかの又はす
べての飛行に當つて、その指定航空
企業の運航により省略することができます。

ベルギーの一又は二以上の指定航
空企業が運営することができる路線
に対する残存主権について日本国が
主張することがある権利を害するも
のではない。

ベルギー政府は、日本国が前記の
沖縄地域に対する行政上、立法上及
び司法上の権能の行使を回復する場
合には、その回復の日からベルギー
の政府が指定する航空運送企業が沖
縄地域における運輸上の権利の行使を終止
すること及びこの場合において日本
政府が指定する航空運送企業が沖
縄地域に對する行政上、立法上及
び司法上の権能の行使を回復する場
合には、その回復の日からベルギー
の政府が運輸なくこれらの権利を閑
してベルギー政府と交渉を開始する
ことを了解する。

閣下が、前記の了解をベルギー政
府に代つて確認されれば幸でありま
す。

本大臣は、以上を申し進めるに際
し、ここに重ねて閣下に向つて敬意
を表します。

本大臣は、以上を申し進めるに際
し、ここに重ねて閣下に向つて敬意
を表します。

昭和三十四年六月二十日

大臣は、本日署名された航空業務に
關する日本国とベルギーとの間の協
定に関する件外二件

日本国外務大臣 藤山愛一郎

定に關し、両政府の次の了解を確認
する光榮を有します。

アメリカ合衆国が沖縄地域に対し
て千九百五十一年九月八日にサン
フランシスコ市で署名された日本國

との平和条約の第三条の規定に基
き、行政上、立法上及び司法上の権能を
現行行使していることについてのベ
ルギー政府の承認は、その沖縄地域
に対する残存主権について日本国が
主張することがある権利を害するも
のではない。

ベルギー政府は、日本国が前記の
沖縄地域に対する行政上、立法上及
び司法上の権能の行使を回復する場
合には、その回復の日からベルギー
の政府が指定する航空運送企業が沖
縄地域における運輸上の権利の行使を終止
すること及びこの場合において日本
政府が指定する航空運送企業が沖
縄地域に對する行政上、立法上及
び司法上の権能の行使を回復する場
合には、その回復の日からベルギー
の政府が運輸なくこれらの権利を閑
してベルギー政府と交渉を開始する
ことを了解する。

閣下が、前記の了解をベルギー政
府に代つて確認されれば幸でありま
す。

本大臣は、以上を申し進めるに際
し、ここに重ねて閣下に向つて敬意
を表します。

昭和三十四年六月二十日

大臣は、本日署名された航空業務に
關する日本国とベルギーとの間の協
定に関する件外二件

日本国駐在ベルギー特命全権大使
レイモン・ヘルマンス閣下

書簡をもつて啓上いたします。本
使は、本日付の閣下の次の書簡を受
領したことと確認する光榮を有しま
す。

本大臣は、本日署名された航空
業務に関する日本国とベルギーと
の間の協定に關し、兩政府の次
の了解を確認する光榮を有します。

アメリカ合衆国が沖縄地域に対
して千九百五十一年九月八日にサ
ン・フランシスコ市で署名された
日本国との平和条約の第三条の規
定に基き行政上、立法上及び司法
上の権能を現在行使していること
についてのベルギー政府の承認
は、その沖縄地域に対する残存主
権について日本国が主張すること
がある権利を害するものではない。
ベルギー政府は、日本国が前記
の沖縄地域に対する行政上、立法
上及び司法上の権能の行使を回復
する場合には、その回復の日から
ベルギー政府が指定する航空運送
企業が沖縄における運輸上の権利
の行使を終止すること及びこの場
合において日本国政府が遲滞なく
これらの権利に關してベルギー政
府と交渉を開始することを了解す
る。

閣下が、前記の了解をベルギー
政府に代つて確認されれば幸であ
ります。

本使は、前記の閣下の書簡におけ
る了解をベルギー政府に代つて確認
いたします。

本使は、以上を申し進めるに際
し、ここに重ねて閣下に向つて敬意
を表します。

千九百五十九年六月二十日

ベルギー大使

レイモン・ヘルマンス

日本国外務大臣 藤山愛一郎閣下

日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の締結に
ついて承認を求める件
右は本院において承認することを議
決した。
よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十六年五月十二日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 清瀬 一郎殿

航空業務に関する日本国とドイ
ツ連邦共和国との間の協定の締
結について承認を求めるの件
航空業務に関する日本国とドイ
ツ連邦共和国との間の協定につ
いて、日本国憲法第七十三条第二号
の規定に従い、一方の締約國
が、他方の締約國に対し、通告
書により、その通告書に定める
ため、當該路線について路線
表で定める自國の領域内の地點
に着陸する権利

(1) この協定の適用上、本文に別段
の定めがある場合を除くほか、
(a) 「航空当局」とは、日本国につ
いては運輸大臣を、ドイツ連邦
共和国については連邦交通大臣
は、その沖縄地域に対する残存主
権について日本国が主張すること
がある権利を害するものではない。
ベルギー政府は、日本国が前記
の沖縄地域に対する行政上、立法
上及び司法上の権能の行使を回復
する場合には、その回復の日から
ベルギー政府が指定する航空運送
企業が沖縄における運輸上の権利
の行使を終止すること及びこの場
合において日本国政府が遅滞なく
これらの権利に關してベルギー政
府と交渉を開始することを了解す
る。

(b) 「指定航空企業」とは、第三条
の規定に従い、一方の締約國
が、他方の締約國に対し、通告
書により、その通告書に定める
ため、當該路線について路線
表で定める自國の領域内の地點
に着陸する権利

(c) 商業的基礎による旅客、貨物
及び郵便物の積卸し及び積込み
のため、當該路線について路線
表で定める自國の領域内の地點
に着陸する権利

(d) 第二条(1)に定める権利を許与
することができる。ただし、次のこと
が行なわれた後でなければならぬ。
これららの権利を許与する締約
國が指定された航空企業に対し
協定業務を開始することを許可
すること。

(e) これらの権利を許与する締約
國が指定された航空企業に対し
協定業務を開始することを許可
すること。

ただし書の規定に基づき、国会の承
認を求める。

（c）國に關して「領域」とは、その
國の主權、宗主權、保護又は信
託統治の下にある陸地及びこれ
に隣接する領水をいう。

（d）連邦共和国との間の協定
「航空業務」、「國際航空業務」、
それらの領域の間及びその領
域をこえての航空業務を開設し、か
つ、運営するために協定を締結する
ことを希望するので、

（e）國に關して「領域」とは、その
國の主權、宗主權、保護又は信
託統治の下にある陸地及びこれ
に隣接する領水をいう。

（f）一方の締約國の指定航空企業が
提供する協定業務は、その締約國
の領域内の一地点を起点とするも
のでなければならぬ。ただし、
路線上の他の地点は、いずれかの
又はすべての飛行に当たつて、そ
の指定航空企業の運航により省略
することができる。

（g）（1）の規定は、一方の締約國の航
空企業に対し、有償又は貸切りで
他の締約國の領域内の別の地点
に向けて運送される旅客、貨物又
は郵便物をその領域内において積
み込む特權を与えるものとみなし
てはならない。

（h）（1）の規定が、他の締約國に対
し、その指定航空企業が路線表で
定める路線における國際航空業務
を開設し、かつ、運営することが
できるようとするため、次の権利
を許与する。

（i）自國の領域を無着陸で横断飛
行する権利

（j）運輸以外の目的で自國の領域
に着陸する権利

（k）（1）いずれの特定路線における協定
業務も、いつでも開始することができます。
ただし、次のことを行な
わされた後でなければならぬ。
（l）第二条(1)に定める権利を許与
することができる。ただし、次のこと
が行なわれた後でなければならぬ。
（m）（1）これらの権利を許与する締約
國が指定された航空企業に対し
協定業務を開始することを許可
すること。

（n）（1）これらの権利を許与する締約
國が指定された航空企業に対し
協定業務を開始することを許可
すること。

（o）（1）これらの権利を許与する締約
國は、（3）及び（4）の規定に従うことを
求めること。

条件として、かつ、第十一條の規定に従うことを条件として、協定業務を運営するための前記の許可を一方の締約国が指定した航空企業に遅滞なく与えなければならない。

(3) 一方の締約国が指定した航空企業は、他方の締約国が指定した航空企業に對し、当該航空企業が國際航空業務の運営に関する自國の法令で定める要件を満たす者である旨を立証することを要求することができること。

(4) 各締約国は、他方の締約国が指定した航空企業が、その実質的な所有及び実効的な支配がその航空企業を指定した締約国の国民若しくは法人又はその締約国みずからに属していることを要請に応じ立証することができないときは、そ

の権利を行使するものとする。ただし、重ねて法令の違反が生ずることを防止するため又は航空の安全上の理由により必要と認めるときは、直ちに運営を停止し、又は条件を附すことができる。

第五条 一方の締約国の指定航空企業の航空機による空港その他の航空施設の使用について他方の締約国の領域内で譲され、又は課すことと許される料金は、類似の國際航空業務に従事する当該他方の締約国の航空企業又は最惠国の航空企業の航空機による當該空港その他の航空施設の使用のため支払われる料金よりも高額のものであつてはならない。

第六条 第六条

一方の締約国が、特定の航空企業に対し、②に定める許可を与えないことができる。

第四条 第四条

各締約国は、指定航空企業が、権利を許する締約国の法令を遵守しなかつたとき、この協定の規定を遵守しなかつたとき、又はこの協定から生ずる義務を履行しなかつたときは、第三条②の規定に従つて与えられた許可を取り消し、又はその許可に對し必要と認める条件を附することができる。この規定は、第三条④にいう立証が行なわなかつたときも、適用する。各締約国は、他方の締約国と協議した後においてのみこの

規定する待遇のほか、その一方の締約国が最惠国の航空企業又は國際航空業務に従事する自國の航空企業に對して、直ちに運営を停止し、又は条件を附す

することができる。

第五条 第五条

一方の締約国が、他方の締約国が指定した航空企業の航空機による空港その他の航空施設の使用について他方の締約国の領域内で譲され、又は課すことと許される料金は、類似の國際航空業務に従事する当該他方の締約国の航空企業又は最惠国の航空企業の航空機による當該空港その他の航空施設の使用のため支払われる料金よりも高額のものであつてはならない。

第六条 第六条

一方の締約国が、特定の航空企業に対し、②に定める許可を与えないことができる。

第七条 第七条

両締約国の指定航空企業は、特定路線において協定業務を運営する公

司を有する。この協定業務を運営する公

司の名において持ち込まれ、又は前記の領域内で他方の締約国

の航空企業により若しくはその名において

航空機上に積載される燃料、潤滑油、予備部品、正規の航空機装備品及び航空機貯蔵品で、その指定航空企業の航空機により又はその航空機内を使用することのみを目的とする

ものに關する関税、検査手数料及び

これらに類似する国又は地方公共團體が課する租税の總計並びにそ

の要求と密接な關係を有しなければならぬ。また、当該航空企業を指定した締約国の領域から發し、又はその

飛行するため又は航空の安全上の理由により必要と認めるときは、直ちに運営を停止し、又は条件を附す

ることができる。

第八条 第八条

一方の締約国が、特定の航空企業が協定業務を運営するに當つては、他

方の締約国が指定航空企業が同一の

路線の全部又は一部において提供す

る業務に不当な影響を及ぼさないよ

うに、その他方の締約国が指定航空企業が特定路線において

企業の利益を考慮しなければならぬときは、指定航空企業は、同一

路線又はその一部において業務を

づいて適用される決定を指針として

なければならぬ。それが不可能なときは、指定航空企業は、同一

路線又はその一部において業務を

行なう第三国との航空企業に連絡した後、相互の間で直接に運賃につ

いて合意するものとする。

(3) こうして合意された運賃は、認められるため、両締約国の航空企

業局に対し、その運賃の適用を開始

しよるとする日の少なくとも三十日前に提出しなければならない。

この期間は、特別な場合においては、

八五二二

て、航空当局が合意したときは、
短縮することができる。

- (4) 指定航空企業の間で(2)の規定による合意が成立しなかつたときは、
又は一方の締約国の航空当局が(3)

の規定に従つて提出された運賃を
認可しなかつたときは、両締約國の
航空当局は、合意が成立しなか

つたか、又は認可されなかつた路
線又はその一部についての運賃を
合意により決定しなければならな

- (5) 両締約国の航空当局の間で(4)に
定める合意が成立しなかつたとき
は、第十五条の規定を適用する。
仲裁裁判が行なわれるまでの間
は、すでに実施されている運賃が
維持される。

第十二条

両締約国の航空当局は、この協定
又は路線表の解釈及び適用に関する
すべての事項について緊密な協力及
び意見の一致を達成するため、必要
に応じ意見の交換を行なう。

第十三条

- (1) 一方の締約国は、第十二条にい
う意見の交換が成功しなかつたと
認めるときは、この協定又は路線
表の解釈及び適用を討議すること
ができる。
- (2) 一方の締約国は、また、この協
定又は路線表に対する改正を討議

するため、いつでも協議を要請す
ることができる。

- (3) 協議は、両締約国が合意するで
きる限り早い期日に開始しなけれ
ばならず、また、(2)の場合におい
ては、その要請を受領した日から
六十日以内に開始しなければなら
ない。

六十年以内に開始しなければなら
ない。

第十四条

両締約国が受諾した一般的な多數
国間の航空運送条約が効力を生じた
ときは、その多數国間条約の規定が
優先する。この協定をその多數国間
条約の規定によつて終了させ、取り
替え、改正し、又は補足する限度を
決定するための討議は、第十三条(2)
の規定に従つて行なう。

第十五条

- (1) この協定の解釈又は適用から生
じた意見の相違で、第十三条(1)の
規定に従つて解決することができ
なかつたものは、一方の締約国の
要請により、三人の委員からなる
仲裁裁判所に付託するものとす
る。
- (2) 仲裁裁判所は、個別の場合につ
いて、各締約国が任命する各一人の
委員及びこれらの二人の委員が委
員長として合意する第三の委員で
ある。

第十六条

- この協定、この協定の改正及び第
二条(2)の規定に基づく外交上の公文
の交換は、登録のため國際民間航空
機関に通報しなければならない。

第十七条

- (1) この協定は、批准されなければ
ならない。批准書は、できる限り

から意見の相違を仲裁に付託する
意思を有する旨の外交上の公文を
受領した日から六十日以内にま
た、委員長は、前記の日から百二
十日以内に任命されなければなら
ない。

- (2) この協定は、批准書の交換の日
に効力を生ずる。

第十八条

一方の締約国は、他方の締約国に
対し、この協定を終了させる意思を
いつでも通告することができる。そ
の通告の写しは、国際民間航空機関
に対し同時に送付しなければなら
ない。その通告があつたときは、この
協定は、他方の締約国がその終了の
通告を受領した日の後一年で終了す
るものとする。ただし、その通告が
前記の一年の期間の満了前に締約國
間の合意により取り消された場合
は、この限りでない。

- (3) (2)に定める期限が遵守されなか
つたときは、一方の締約国は、別
段の合意がない限り、国際民間航
空機関(ICAO)の理事会の議長
に対し、必要な任命を行なうよう
要請することができる。

(4) 仲裁裁判所は、投票の過半数に
よつて決定を行なう。この決定
は、両締約国に対して拘束力を有
する。各締約国は、自國の委員及
び仲裁裁判所の仲裁手続における
自國の代表者の経費を負担しなけ
ればならない。委員長の経費その
他すべての経費は、両締約国が均
等の割合で負担するものとする。

他のすべての点については、仲裁
裁判所は、みずからその手続を定
める。

以上の証拠として、下名は、各自
の政府により正當に委任を受け、こ
の協定に署名した。

千九百六十一年一月十八日にボン
で、日本語、ドイツ語及び英語によ
り、それぞれ二通ずつ、本書六通を
作成した。解釈について相違がある
場合には、英語の本文による。

日本国のために

竹内 春海

ドイツ連邦共和国のために

カルステンス

○副議長(久保田鶴松君) 委員長の報
告を求めます。外務委員長堀内一雄
君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔堀内一雄君登壇〕

○堀内一雄君 ただいま議題となりま
した、ブラジルとの文化協定並びにバ
ルギー及びドイツ連邦共和国との航空
協定の締結について承認を求める件
につきまして、外務委員会における審
議の経過並びに結果を報告申し上げま
す。

わが国とブラジル合衆国との間には
文化的協力に関する条約があります
が、昭和三十二年四月、ブラジル側か
ら、これにかかる一そう整った包括的
な新協定の締結を申し入れて参りました
たので、政府はこの申し出を受諾いた
しました。自來、ブラジル側と交渉を
続けて参りましたところ、今般妥結を
見ましたので、本年一月二十三日、東
京で正式署名を行ないました。

この新協定は、わが国が戦後締結し
た諸文化協定とはほぼ同様の内容と形式
を有しており、教授及び学生の交流の
助長、相手国の留学生に対する奨学金
の給付、相手国の文化機関の援助、混
合委員会の設置などを規定しております
。この新協定の締結は、両国間の文
化関係の一そらの緊密化に資すること
が大であると期待されます。

次に、わが国とベルギーとの間の民間航空協定締結のための交渉は、ベルギー側の要請に基づき、一昨年二月から東京で行なわれ、その結果、協定案文について合意が成立いたしましたので、同年六月二十日に、東京においてこの協定の署名が行なされました。また、わが国とドイツ連邦共和国との間の民間航空協定締結のための交渉を計画しておりましたので、政府はこの要請に応じ、昨年九月からボンで交渉を開始し、本年一月十八日に、ボンでこの協定の署名が行なされました。

この二つの協定は、わが国とベルギー及びドイツ連邦共和国との間に民間航空業務を開設、運営すること目的とし、業務の開始及び運営についての手続と条件を定めますとともに、両国が米国、英國、フランス、スイス、インド等との間に締結した航空協定と、形式においても、内容においても、ほとんど同一であります。この二つの協定の締結により、わが国とベルギー及びドイツ連邦共和国との航空企業は、それぞれ相手国の領域に対し、双務的かつ平等の立場にお

いて乗り入れる権利を持つこととなるのみならず、両国間の政治、経済及び文化上の友好關係も一そく促進されるものと期待されます。

第一のブラジルとの文化協定は二月十四日、また、ベルギー及びドイツ連邦共和国との航空協定は二月二十四日、予備審査のため本委員会に付託されました。前者は四月二十一日、後者は五月十二日、それぞれ参議院において承認の上、同日、本委員会に付託されました。

よつて、本委員会は、会議を開き、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行ないましたが、その詳細は会議録により御了承を願います。

かくて、この三案件は、五月十九日質疑終了の後、討論を省略し、採決の結果、前者は全会一致をもって、後者は多数をもって、承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(久保田鶴松君) 起立多数。
○副議長(久保田鶴松君) 起立多数。
○副議長(久保田鶴松君) 起立多数。
○副議長(久保田鶴松君) 起立多数。

日本国政府とシンガポール自治州との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案を議題といたします。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案を議題といたします。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案を議題といたします。

○副議長(久保田鶴松君) これより採決に入ります。

まず、日本国とブラジル合衆国との間の文化協定の締結について承認を求める件につき採決いたします。

本件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(久保田鶴松君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

日本国とブラジル合衆国との間の文化協定の締結について承認を求める件外二件 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール自治州との間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案を議題となし、委員長の報告に対する法律案を議題となし、当該配当による法律を議題とし、当該配当による法律案を議題とします。

第一項後段の規定に該当する法人が支払を受ける同項後段の配当に対する同法第十八条第三項又は第四十一条第一項若しくは第二項の規定の適用については、百分の十」とする。ただし、当該配当による法律案を議題となし、委員長の報告に対する法律の規定の適用を受けべき金額の百分の十五又は百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

第二項の規定の適用に該当する場合の法律案を議題となし、委員長の報告による法律案を議題となし、委員長の報告に対する法律の規定の適用を受けべき金額の百分の十五又は百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

第三項の規定の適用に該当する場合の法律案を議題となし、委員長の報告による法律案を議題となし、委員長の報告に対する法律の規定の適用を受けべき金額の百分の十五又は百分の十に相当する金額以下とする他の法律の規定の適用を妨げない。

(シンガポールの租税の徴収)

第一条 政府は、条約第一条に規定するシンガポールの租税の徴収に定めるものとす。

官報 (号外)

23

大原 亨君	山花 秀雄君	島本 虎三君	安宅 常彦君	地方議会議員互助年金法案 (地方行 政委員長提出)
田中幾三郎君		田邊 誠君	中村 英男君	
通信委員				
安宅 常彦君	島本 虎三君	松田 鐵藏君	倉成 正君	公立の盲学校、聾学校及び養護学校 の幼稚部及び高等部の整備に関する 特別措置法案 (米田敷君提出、參 議院第二三号) (予) 文教委員會 付託
田邊 誠君	受田 新吉君	大原 亨君	山花 秀雄君	一、昨十八日、予備審査のため參議院 から送付された次の議案を受領し た。
中村 英男君	大矢 省三君	北山 愛郎君	網島 正興君	二、昨十八日參議院に送付した条約は 公立の盲学校、聾学校及び養護學校 の幼稚部及び高等部の整備に関する 特別措置法案
建設委員		玉置 一徳君	檜崎弥之助君	
大高 康君	木村 公平君	中村 英男君	佐々木更三君	(議案付託)
松田 鐵藏君	兒玉 末男君	山本 幸一君	大矢 省三君	一、昨十八日委員会に付託された議案 は次の通りである。
三鍋 義三君	三宅 正一君	安宅 常彦君	受田 新吉君	二、昨十八日參議院に送付した条約は 公立の盲学校、聾学校及び養護學校 の幼稚部及び高等部の整備に関する 特別措置法案
田中幾三郎君	岡崎 英城君	岡崎 英城君	壽原 正一君	
壽原 正一君	綱島 正興君	山本 幸一君	大矢 省三君	一、昨十八日委員会に付託された議案 の回避及び脱税の防止のための日本 国政府とシンガポール自治州政府と の間の条約の締結について承認を求 めるの件
石田 寄全君	北山 愛郎君	安宅 常彦君	受田 新吉君	二、昨十八日參議院に送付した条約は 公立の盲学校、聾学校及び養護學校 の幼稚部及び高等部の整備に関する 特別措置法案
小松 幹君	玉置 一徳君	岡崎 英城君	壽原 正一君	
菅崎弥之助君	三鍋 義三君	山本 幸一君	大矢 省三君	
春日 一幸君	小松 幹君	大矢 省三君	受田 新吉君	
(常任委員補欠選任)		小松 幹君	北山 愛郎君	
菅崎弥之助君	受田 新吉君	大矢 省三君	木村 公平君	
山花 秀雄君	大矢 省三君	大矢 省三君	玉置 一徳君	
地方行政委員		大矢 省三君	正示啓次郎君	
三木 喜夫君	山口シヅエ君	大矢 省三君	三鍋 義三君	
(議案提出)		大矢 省三君	正示啓次郎君	
法務委員		大矢 省三君	正示啓次郎君	
早川 崇君	鈴木 義男君	大矢 省三君	正示啓次郎君	
大蔵委員	本名 武君	大矢 省三君	正示啓次郎君	
文教委員	成田 知巳君	大矢 省三君	正示啓次郎君	
社会労働委員	片山 哲君	大矢 省三君	正示啓次郎君	
徳安 實藏君	三宅 正一君	大矢 省三君	正示啓次郎君	
一、昨十八日、議長において、次の通 り常任委員の補欠を指名した。				
内閣委員				
一、昨十八日、議長において、次の通 り常任委員の補欠を指名した。				
(常任委員補欠選任)				
菅崎弥之助君	受田 新吉君	木村 公平君	玉置 一徳君	
山花 秀雄君	大矢 省三君	大矢 省三君	正示啓次郎君	
地方行政委員		大矢 省三君	正示啓次郎君	
三木 喜夫君	山口シヅエ君	大矢 省三君	正示啓次郎君	
(議案提出)		大矢 省三君	正示啓次郎君	
一、昨十八日委員長から提出した議案 は次の通りである。				
急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の 一部を改正する法律案 (農林水産委 員長提出)				
一、今十九日委員長から提出した議案 は次の通りである。				
付託された。				

改正する法律案 (内海安吉君外四名 提出)	スボーツ振興法案 (文教委員長提出)
地代家賃統制令の一部を改正する法 律案 (岡本隆一君外九名提出、參 議院第四二号)	地代家賃統制令の一部を改正する法 律案 (岡本隆一君外九名提出、參 議院第四二号)
一部を改正する法律案 (芳賀貢君外十一 名提出、參議院第四五号)	一部を改正する法律案 (芳賀貢君外十一 名提出、參議院第四五号)
自作農維持創設資金金融通法の一部を 改正する法律案 (内海安吉君外四名 提出、參議院第四五号)	自作農維持創設資金金融通法の一部を 改正する法律案 (内海安吉君外四名 提出、參議院第四五号)
雇用促進事業団法案	雇用促進事業団法案
愛知用水公團法の一部を改正する法 律案	愛知用水公團法の一部を改正する法 律案
商工会の組織等に関する法律の一部 を改正する法律案	商工会の組織等に関する法律の一部 を改正する法律案
原子力損害賠償補償契約に関する法律 案	原子力損害賠償補償契約に関する法律 案
自作農維持創設資金金融通法の一部を 付託した。	自作農維持創設資金金融通法の一部を 付託した。

昭和三十六年五月十九日 衆議院会議録第四十三号

八五八

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十日

定価一部十五円
(但し良質紙は二十円)
(配達料金は二円)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三一三六、郵便